

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置
に関する法律第7条第1項に規定する説明書類
(平成23年9月末基準)

平成23年11月1日
沖縄県農業協同組合

当組合は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、金融機関として最も重要な役割の一つであることを認識し、その実現に向けて取り組んでおります。

今般、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置法」(以下、「金融円滑化法」という。)に基づき、当組合の金融円滑化にかかる措置の実施状況について公表いたします。

第1 第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要

当組合では、金融の円滑化に関する基本方針を定めた「金融円滑化にかかる基本方針」を、理事会にて、以下のとおり制定しております。

金融円滑化にかかる基本方針（概要）

- 1 新規のご融資・お借入条件の変更等のお申込みに対する、柔軟な対応
- 2 お客さまの経営相談等、経営改善に向けた取り組みへの支援
- 3 新規のご融資・お借入条件の変更等のご相談・お申込みに対する適切かつ十分な説明
- 4 新規のご融資・お借入条件の変更等に関する苦情相談への公正・迅速・誠実な対応
- 5 金融円滑化法の趣旨を踏まえた適切な対応
- 6 当組合の金融円滑化管理に関する体制

(注) 方針の全文については、平成22年2月1日に公表しております。

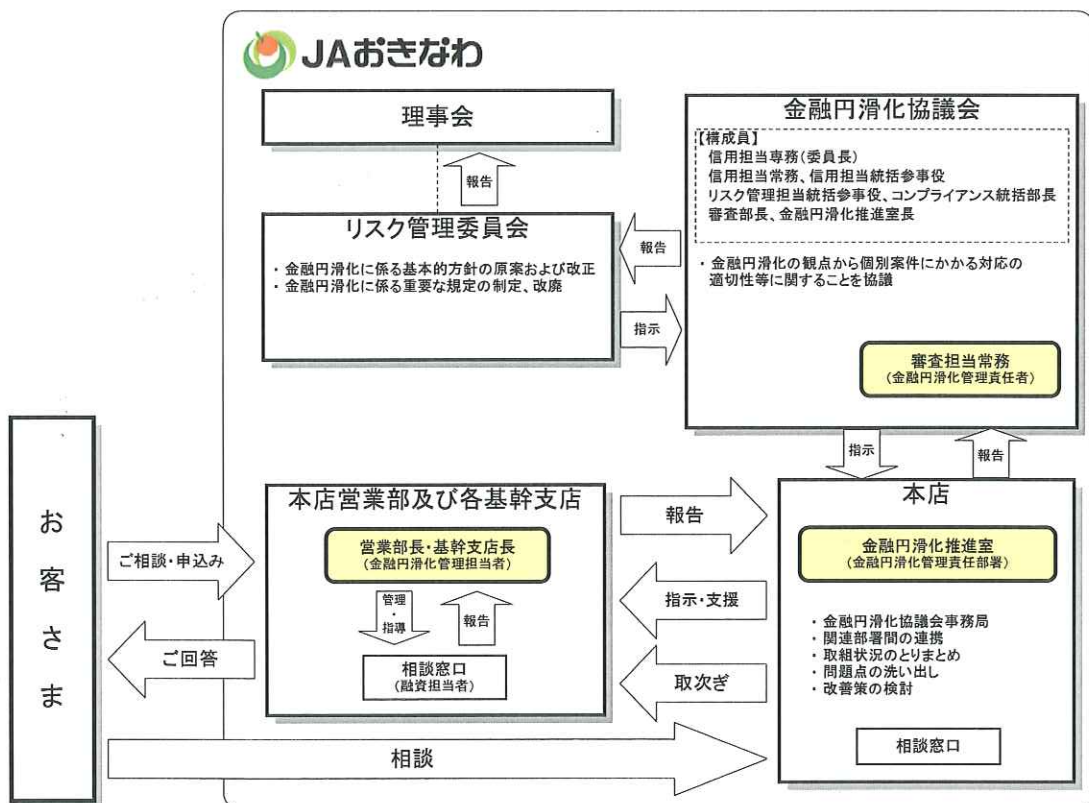
http://www.ja-okinawa.or.jp/ja/policy/pdf/bank_kinyuEnkatsuka.pdf

第2 第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

当組合では、金融円滑化法第4条および第5条の規定に基づく対応措置を適切に把握し対応するため、以下の体制を整備しております。

- (1) 理事長以下、理事全員を構成員とする「リスク管理委員会」にて、当組合の金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議することとしております。
- (2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」、金融円滑化推進室を「金融円滑化管理責任部署」として、当組合全体の金融円滑化にかかる対応状況を把握することとしております。
- (3) 各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化にかかる対応状況を把握し、金融円滑化推進室へ報告することとしております。
- (4) 各支店では、金融円滑化にかかる取引の実施状況について、記録を作成し、当該記録は5年間保存することとしております。

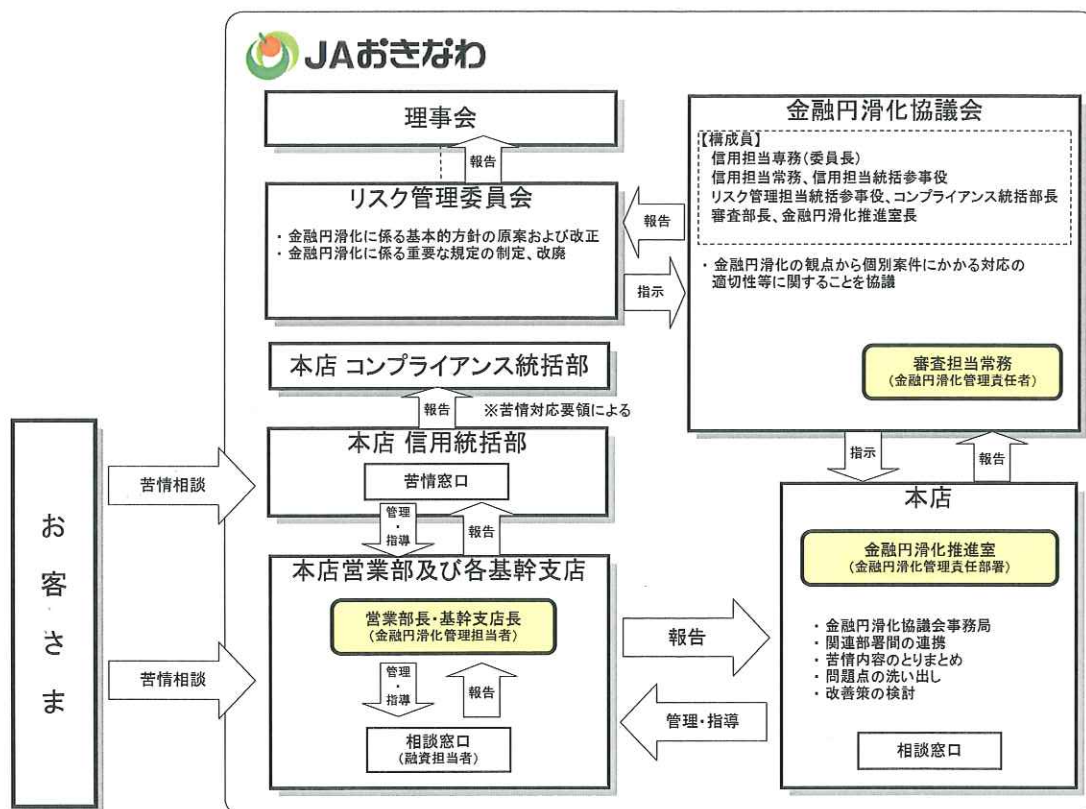
《対応状況を把握する体制の概要図》



第3 第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

- (1) お客さまからの、金融円滑化にかかるご相談の窓口をお取引のある各支店および本店営業部に設置しているほか、本店金融円滑化推進室においても承っております。
- (2) お客さまからの、当組合の金融円滑化にかかる措置に対する苦情については、本店信用統括部に受付窓口を設置しております。また、各支店で苦情を受けた場合には、当組合所定の手続きに従って、速やかに本店信用統括部に連絡をし、本店信用統括部と各支店が連携のうえ、適切な対応を実施する体制を整備しております。

《 苦情・相談対応の体制の概要図 》



第4 第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

- (1) お借入条件の変更等を行ったお客さまの経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて経営改善又は再生のための助言等を行う等、お客さまへの支援について真摯に取り組めます。
- (2) 特に、農業者のお客さまに関しては、当組合の営農部門とも連携し、経営相談等行う体制を整備しております。
- (3) また、経営相談、経営改善・再生のための支援能力向上のため、当組合職員に対し、必要な研修、指導に取り組めます。

第5 法第4条に基づく措置の実施状況
別表1，別表2のとおり

第6 法第5条に基づく措置の実施状況
別表5，別表6のとおり

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表1) 貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額
〔債務者が中小企業である場合〕

金融機関名	沖縄県農協
金融機関コード	9375
業態	農協
地域	沖縄県

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末
貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	204	1,119	1,682	2,410	3,077	3,382	3,758	3,836	
うち、実行に係る貸付債権の額	4	223	747	1,183	1,985	2,319	2,342	2,481	
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	135	135	179	206	227	288	545	
うち、審査中に係る貸付債権の額	200	756	666	838	629	281	452	68	
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	3	133	208	256	553	674	741	
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち実行に係る貸付債権の額	0	67	114	197	280	284	287	295	
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	12	12	12	12	

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表2) 貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数
〔債務者が中小企業である場合〕

金融機関名	沖縄県農協
金融機関コード	9375
業態	農協
地域	沖縄県

(単位: 件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末
貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	6	51	89	107	122	140	157	171	
うち、実行に係る貸付債権の数	1	9	34	57	84	93	98	115	
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	2	2	5	9	10	11	15	
うち、審査中に係る貸付債権の数	5	39	40	31	9	14	22	10	
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	1	13	14	20	23	26	31	
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち実行に係る貸付債権の数	0	3	15	22	25	27	29	30	
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	2	2	2	2	

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

(別表5) 貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額
 [債務者が住宅資金借入者である場合]

金融機関名	沖縄県農協
金融機関コード	9375
業態	農協
地域	沖縄県

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末
貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	46	162	232	276	308	308	313	318	
うち、実行に係る貸付債権の額	0	17	73	104	151	151	155	155	
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	24	46	56	56	56	56	
うち、審査中に係る貸付債権の額	46	112	50	41	0	0	0	5	
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	31	83	83	101	101	101	101	

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

(別表6)貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数
〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

金融機関名	沖縄県農協
金融機関コード	9375
業態	農協
地域	沖縄県

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末
貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	3	13	19	26	29	29	30	31	
うち、実行に係る貸付債権の数	0	2	5	10	14	14	15	15	
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	2	3	4	4	4	4	
うち、審査中に係る貸付債権の数	3	9	3	4	0	0	0	1	
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	2	9	9	11	11	11	11	